

## ニセコ町ホームページ広告掲載に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、ニセコ町広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第4条第3項の規程に基づき、町が作成するニセコ町ホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載申込み)

第2条 広告掲載の申込みは、掲載を開始する月の前月の20日までに、ニセコ町ホームページバナー広告(申込・解約)書(別記様式第1号)により、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

### (広告掲載の決定)

第3条 町長は、前条の規定による申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、ニセコ町ホームページバナー広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

### (広告掲載審査会)

第4条 広告掲載の可否について、疑義が生じたとき、又は疑義が生じる可能性があるときは、広告掲載審議会を開き、審査することができる。

2 審査会の委員は、総務課長、企画環境課長、商工観光課長をもって充てる。

### (広告内容、デザイン等の協議)

第5条 広告の内容、デザイン、リンク先の内容等については、町の信頼性等を損なうことのないよう町と事前に協議しなければならない。

### (広告掲載の取消し)

第6条 第3条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の広告内容、デザイン、及びリンク先の内容等が法令並びに要綱第4条第2項及び第6条に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、町長は広告主の了解を得ることなく、当該広告を削除することができる。この場合において、広告掲載料は、還付しない。

### (広告掲載の位置)

第7条 ホームページに掲載する広告の位置は、原則としてホームページのトップページおよび観光ページとし、町が指定した位置とする。

(広告掲載募集枠等)

第8条 広告掲載に係る募集枠は、トップページ10枠、観光ページ10枠とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、募集枠を変更することができる。

2 同一の広告掲載希望者の申込み可能枠は、1ヶ月につき1枠を限度とする。

(広告掲載規格)

第9条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は、1枠につき縦60ピクセル・横120ピクセルとし、GIF及びJPEG形式とする。

(広告掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、1ヶ月単位とし、連続掲載は年度単位とする。

2 広告の掲載開始は、各月1日とする。ただし、1日が休日にあたるときは、前開庁日に掲載を開始する。なお、掲載開始日は掲載作業をする日とし、当該日に掲載を完了する。

3 広告の掲載終了は、掲載終了月の末日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、翌開庁日に掲載を終了する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、トップページ及び観光ページともに、1枠につき月額10,000円(税別)とする。ただし、町の判断により金額の変更ができるものとする。

2 広告主は、町長が指定する期日までに当該広告の掲載期間に係る広告掲載料を一括して納付しなければならない。

3 広告掲載料の納付は、町長が指定する銀行口座へ振込むものとし、振込手数料は広告主の負担とする。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。